

令和4年度事業計画書
(令和4年4月～令和5年3月)

公益財団法人 交通事故総合分析センター

令和4年度事業計画

(令和4年4月～令和5年3月)

《運営の基本方針》

第1 事業目的	2頁
第2 事業戦略・事業構造	2頁
第3 事業重点	2頁

《具体的な事業計画》

第1 データの管理・運用	2頁
1. 情報管理	
2. 交通事故統合データベース(マクロシステム)	
3. 交通事故例調査データベース(ミクロシステム)	
第2 交通事故例調査(ミクロ調査)の充実	3頁
1. 調査方針	
2. 各種交通事故例調査の実施	
3. 調査手法・分析方法の改善等	
4. 交通事故例調査データの外部提供	
第3 総合的な分析研究	6頁
1. 本年度の研究重点	
2. 自主研究	
3. 共同研究	
4. 受託研究	
第4 成果の提供・知識の普及	7頁
1. 第25回研究発表会の開催	
2. 広報誌「イタルダ・インフォメーション」の発行・配布	
3. インターネット等による成果提供	
4. 講師派遣等	
5. 寄稿	
6. メディア取材・一般問合せ対応	
7. 受託集計	
第5 国際交流及び情報交換	8頁
第6 主な行事予定	8頁
1. 理事会・評議員会	
2. 監事監査	
3. 第25回研究発表会	

《 運営の基本方針 》

第1 事業目的

『交通事故の防止と交通事故による被害の軽減』

第2 事業戦略・事業構造

1. 「交通事故統合データベース」・「交通事故例調査データベース」の充実強化
関係行政機関・団体から収集する各種データ等を有機的に統合した「交通事故統合データベース」の充実を図るとともに、昨今の交通事故に適確に対応した交通事故例調査を行って「交通事故例調査データベース」の内容の充実強化に努める。
2. 総合的、科学的な調査分析研究の高度化
これらのデータベースを活用して、「人」・「道」・「車」の三要素から交通事故に関する総合的、科学的な調査分析研究の高度化を図るとともに、その成果を広く一般に提供して、産学官民それぞれの立場で行う交通安全対策に貢献する。

第3 事業重点

1. 公益財団法人として、各事業の公益性及び財団運営の透明性の維持・向上に努める。
2. 自動運転、先進安全自動車に係る交通事故に対応するために、自動運転社会に適応した調査体制の強化を図る。
3. 「事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究」事業を適確に実施する。
4. GIS¹等を活用して、新しい分析ニーズを踏まえた「交通事故・道路統合データベース」の高度化に向けて検討する。
5. 各種データベースの充実強化を図るとともに、提供する各種情報が産学官民の行う各種対策の検討、立案等に資する重要な情報であることを常に念頭に置いて、正確な情報を継続的・安定的に提供できるようチェックシステムを充実強化する。

《 具体的な事業計画 》

第1 データの管理・運用

1. 情報管理

特定情報管理規程や情報セキュリティポリシー等情報管理関係規程に基づき、特定情報管理研修等の教育を随時実施するとともに、その内容の充実を図り、役職員に対して情報管理と適正な使用の重要性を認識させ、継続的に情報セキュリティ意識の醸成に努める。

¹ GIS: : Geographic Information System (地理情報システム)

また、「機器及びシステムの更改に関する整備5ヶ年計画」に基づき、計画的な機器更改やバージョンアップ等によるソフトウェアの保守管理、外部機関によるセキュリティチェックを計画的に行い、システムの脆弱性による危険性を回避し、機器障害によるシステム停止を未然に防止するなど、更なる情報セキュリティの高度化を図る。

2. 交通事故統合データベース(マクロシステム)

関係行政機関・団体等から収集する交通事故統計データ、運転者管理データ、道路交通センサデータ、自動車登録データ、先進安全自動車及び救急搬送人員データ等を有機的に結合させたマクロシステムの充実を図る。

本年度は、マクロデータの品質を更に向上させ、より効率的な集計作業を目指し開発した「次世代マクロシステム」のリリースを行う。

3. 交通事故例調査データベース(ミクロシステム)

ミクロシステムの効果的な運用を図るとともに、本年度は、主に交通事故例調査データの検索機能を強化するシステム改修を行い、操作時間を短縮する。

第2 交通事故例調査(ミクロ調査)の充実

1. 調査方針

道路交通法に定める我が国唯一の「交通事故調査分析センター」として、警察庁をはじめ、警視庁、茨城県警察、埼玉県警察、千葉県警察その他の道府県警察、消防、協力病院等の協力を得て、交通事故例調査を推進する。

また、交通事故発生時から交通事故例調査データが早期に活用できるよう、必要な調査解析資器材の整備充実、調査員に対する計画的な研修を実施するなど、調査分析の短縮化に努める。

年間目標調査件数は、一般ミクロ調査及び特定ミクロ調査を合わせて200件以上を目指すこととし、調査対象事故は「予防安全」・「衝突安全」のそれぞれの分野に適確に対応した調査を推進する。

2. 各種交通事故例調査の実施

(1) 一般ミクロ調査(一般目的の交通事故例調査)

茨城県内において、道路交通の状況、運転者の状況、車両の状況、人の傷害の状況その他の交通事故に関する事項について、総合的かつ定常的な交通事故例調査を行う。主として四輪車相互、四輪車単独、四輪車対自転車、四輪車対歩行者等の事故を調査対象とする。

(2) 特定ミクロ調査(特定目的の交通事故例調査)

特定の事故類型、事故状況等について原因等の分析研究に資することを目的とした交通事故例調査を実施する。

ア 自動運転車に係る交通事故例調査分析研究

警察庁及び国土交通省との連携を図り、自動運転車の普及促進に伴って発生した調査対象交通事故に迅速適確に対応し、原因究明のための調査分析研究を実施する。

イ 事業用自動車の重大事故に関する事故例調査

国土交通省が選定した事業用自動車に係る重大交通事故について、センターに設置した「事業用自動車事故調査委員会」において、高度かつ複合的な調査・分析により事故原因の究明を行い、客観性・実効性ある再発防止策を提言する。

ウ 高速道路の逆走事故例調査

「2029年までに高速道路での逆走による重大事故をゼロにする」との国土交通省の目標を受け、高速道路における逆走事故の事例調査、詳細分析等を高速道路会社等と協力して実施する。

エ 安全性評価への事故・実測データの活用方法の調査

「自動走行システムの安全性評価技術構築に向けた研究開発に向けたプロジェクト (SAKURA²プロジェクト)」と連携して、自動運転車の技術開発・安全評価に関する事故例調査、PCM³を活用した調査分析研究を実施し、今後調査を開始する一般道での調査の準備をしていく。

オ 医工連携による緊急自動通報(D-Call Net)事故例調査研究

国土交通省から委託を受け、工学的な視点での詳細な事故状況の把握を行うとともに、救急隊活動記録及び医療機関の治療記録など医学的な視点で乗員被害状況の把握を行う等により、車両安全対策の基礎資料等を作成する。

カ 車両安全に資するための医工連携による交通事故例調査分析研究

協力病院、自動車メーカー等との医工連携による交通事故例における人体傷害の発生メカニズム及び人体傷害と車両損傷の関係の解明に力点を置いた調査分析研究を実施する。

キ 先進安全装置搭載車の事故例調査

事故例調査情報の収集方法や調査項目及び内容に工夫をこらして先進安全装置搭載車の事故例調査に取り組む。

ク その他

その他の特定マイクロ調査についても、センターの体制を考慮しつつ、積極的に実施するものとする。

² SAKURA project : Safety Assurance KUdos for Reliable Autonomous vehicles

³ PCM : Pre-Crash-Matrix

3. 調査手法・分析方法の改善等

(1) 自動運転技術等への対応

自動運転車、先進安全自動車に係る交通事故例調査に迅速適確に対応するため、調査員への研修、解析資器材の導入等調査体制の充実に努める。また、自動運転車に搭載された自動運行装置に備えられた作動状態記録装置に記録された情報の収集・解析方法について検討する。

(2) 調査項目、方法の見直し

衝突被害軽減ブレーキ等自動車技術の急速な進展を踏まえ、必要に応じて調査項目・内容の加除、調査方法の見直しを適宜行うとともに、調査員のスキルアップを図るなどして調査の充実・効率化に努める。

(3) 人体傷害データの収集

より安全な車両開発の面では、人体傷害の詳細・医療データと加害部位である車両の損傷状況とが対になった情報が必須であることから、引き続き、筑波メディカルセンター病院、東京医科歯科大学附属病院、帝京大学附属病院、埼玉医科大学総合医療センターとの連携を推進し、詳細な傷害データの収集に努める。

(4) 運転状況に関する客観的データの収集

マイクロデータの正確・信頼性の確保や、新たな自動車技術開発に資するため、作動状態記録装置、イベントデータレコーダ (EDR⁴)、ドライブレコーダ (DR⁵) 等のデータ収集を積極的に行う。

(5) 新たな調査資機材の活用

3D スキャナ、PC-CRASH、CDR⁶等の新たな交通事故例調査資機材を活用するとともに PCM の活用を図って、交通事故例調査の高度化・充実に努める。

4. 交通事故例調査データの外部提供

交通事故例調査データを活用した分析研究が交通事故防止又は交通事故による被害の軽減に資することが見込まれ、かつ、情報の保全管理措置を適正に講じ得る一定の要件を充足している組織に対しては、審査会を開催の上、特定情報管理規程に基づき警察庁の承認を得て提供する。

本年度も引き続き、新マイクロ提供サービスの効果的な運用に努める。

⁴ EDR : Event Data Recorder

⁵ DR : Drive Recorder

⁶ CDR : Crash Data Retrieval (EDR データ読出解析装置)

第3 総合的な分析研究

1. 本年度の研究重点

令和3年中の交通事故による死者数は、2,636人で、5年連続で戦後最少を更新しているが、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、子供が犠牲となる痛ましい交通事故も依然として後を絶っていない情勢である。また、昨今の自動運転技術開発の進展等、道路交通を取り巻く環境が大きく変化してきている中、交通事故調査分析研究についても、こうした環境変化に対応した研究が求められている。

このような情勢を踏まえ、本年度の研究重点は、歩行者、自転車等の交通弱者及び高齢運転者の事故分析や、自動運転を見据えたマイクロ調査の高度化など時代のニーズに合った研究テーマを取り上げ、これらの取り組みの成果を研究発表会で公表する。

2. 自主研究

(1) 自主研究

主任研究員及び研究員は、本年度の研究重点課題又は自ら設定した課題について自主研究を積極的に進め、その成果を公表する。

(2) 「客員研究員」による研究

「ITARDA 客員研究員」制度に基づき、客員研究員の研究を引き続き実施し、調査研究活動の強化と充実を図る。

3. 共同研究

センターが管理運営する「交通事故統合データベース」と「交通事故例調査データベース」を積極的に活用して、専門知識を有する学識経験者等研究協力者との協力体制を構築した共同研究を実施することが適当と認められる課題について、外部研究機関・団体との共同研究を積極的に行い、研究の深化を図って、その成果を公表する。

4. 受託研究

センターが管理運用する「交通事故統合データベース」と「交通事故例調査データベース」及びセンターの専門知識を活用することによって、交通事故防止及び被害軽減に資する課題については、積極的に研究を受託して研究に取り組み、その成果を公表する。

また、前記第2(2)アからカの受託研究に関する業務について、センターの専門知識を活用し、調査分析を実施する。

第4 成果の提供・知識の普及

1. 第25回研究発表会の開催

毎年、交通安全対策に携わる関係機関・団体、研究者、報道関係者等を対象に、調査分析研究の成果についての発表会を開催し、成果を社会に還元している。

本年度はセンター設立30周年ということもあり、センターの発表者に加え、外部から講演者を招いて開催する。人数を制限し、会場での開催とするが、昨年同様オンラインによる同時配信も行う。

2. 広報誌「イタルダ・インフォメーション」の発行・配布

センターの調査分析研究の成果から社会的に関心の高い課題を選んで、一般国民向けに分かり易く解説した広報誌「イタルダ・インフォメーション」を年に4回程度発行する。各回3万部弱を交通安全に関わる機関・団体や個人に無償で配布するとともに、ウェブサイトに掲示して無償で提供する。

3. インターネット等による成果提供

「研究発表論文」や「イタルダ・インフォメーション」の他に、交通事故の国際比較の各種統計等についてウェブサイトを通じて提供をしている。さらに「交通統計」、「交通事故統計年報」、「事業用自動車の交通事故統計」「SIP⁷パターン分析データ」などの統計データを積極的に提供する。

4. 講師派遣等

各種研究発表会・国内外の学会における発表及び交通関連機関・団体が実施する講演会、研修会等への講師派遣により調査分析研究の成果を広く提供するほか、交通事故防止や事故の被害の軽減を目的とした各種団体の検討会に委員として参画することにより、交通事故に関する知識及び交通安全思想の普及に努める。

5. 寄稿

交通関連機関・団体が発行する定期刊行物等への寄稿により調査分析研究の成果を広く提供して交通事故に関する知識及び交通安全思想の普及に努める。

6. メディア取材・一般問合せ対応

メディアからの交通事故に関する各種取材（撮影、インタビュー、データ提供等）や研究者や一般国民からの問合せに対し、交通事故の分析集計データを提供するなど積極的に対応・回答することにより調査分析研究の成果を広く提供して交通事故に関する知識及び交通安全思想の普及に努める。

⁷ SIP : Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program（戦略的イノベーション創造プログラム）

7. 受託集計

交通事故防止及び被害軽減に関与する外部の官民学の様々な利用者の要望に応じ、研究課題に適切に対応する集計方法をアドバイスするなどして、センターが保有する「交通事故統合データベース」と「交通事故例調査データベース」を活用した受託集計を行い、集計したデータを有償（実費）で提供することにより交通事故に関する知識の普及に努める。

第5 国際交流及び情報交換

IRTAD⁸（国際道路交通・交通事故データベース）に準会員として参加し、海外の交通関係機関・団体との意見及び情報交換を実施する。

交通事故例調査技術の維持向上を図るとともに、自動運転技術の開発に資する交通事故データベースの在り方についての海外の動向を把握するため、海外における交通事故調査機関（欧・米・中・印・豪等 IGLAD⁹、ドイツ VUFO¹⁰、米国 NTSB¹¹等）と、より緊密な情報交換を積極的に実施する。

また、JICAをはじめ、国内外の関係機関・団体の視察・技術協力要請に関しては、積極的に協力する。

第6 主な行事予定

1. 理事会・評議員会

(1) 理事会

- 第1回定例理事会 令和4年5月20日（金）
- 臨時理事会 令和4年6月10日（金）
- 第2回定例理事会 令和4年11月中旬
- 第3回定例理事会 令和5年3月中旬

(2) 評議員会

- 定時評議員会 令和4年6月10日（金）

2. 監事監査 令和4年5月17日（火）

3. 第25回研究発表会 令和4年10月21日（金）

⁸ IRTAD : International Road Traffic and Accident Database

⁹ IGLAD : Initiative for the GLobal harmonization of Accident Data

¹⁰ VUFO : Verkehrsunfallforschung an der TU Dresden GmbH

¹¹ NTSB : National Transportation Safety Board（国家運輸安全委員会）